

# 福岡県公報

平成18年6月7日  
第2542号

## 目次

### 告示(第1116号-第1131号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	7
<b>公 告</b>		
○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	7
○一般競争入札の実施	(港湾課)	8

### 監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) .....11

### 再 掲

○福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、延滞処分等に関する規則  
(駐車対策課) .....14

### 正 誤

○一般競争入札の実施(平成18年5月31日公告)中正誤 .....40

## 告 示

### 福岡県告示第1116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	一 般 国 道	386 号線	前	朝倉市牛鶴1280番2先から 同市牛鶴1281番1先まで	10.0 ～ 13.5	38.0
			後	同上	13.0 ～ 15.0	

### 福岡県告示第1117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年6月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号線	朝倉市牛鶴1280番2先から 同市牛鶴1281番1先まで

## 福岡県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
宗像	一般道	495号	前	宗像市江口1255番先から 同市牟田尻1906番6先まで	8.0 ～ 31.0	920.0
			前	同上	8.0 ～ 36.0	920.0
			後	同上	8.0 ～ 31.8	920.0
			後	同上	12.0 ～ 137.0	920.0

## 福岡県告示第1119号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所  
宮若市四郎丸字立岩1の1
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1120号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所  
宮若市鶴田字清水ヶ浦822
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1121号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字野田字崩ノ谷835の1、字城ノ平937の7、937の8、937の19から937の21まで、937の28

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1122号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市下字前平1645の4、1646、1647の1、1648、1666、1667

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1123号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市脇田字福井2510の1、2511の1、2620の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1124号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市三ヶ畑字藤ヶ尾1317、1318の1、1318の2、1321

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1125号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人 五ヶ瀬川流域の森林と自然を守る会

(変更後) 特定非営利活動法人 森林と自然を守る会

(2) 代表者の氏名

長崎 秀人

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市天神五丁目10番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、自然環境の啓発普及を図り、林業に携わる人々の雇用機会の拡大を図るための育成セミナーの開催等の支援活動、及び、インターネット等による情報発信活動を行うことにより、より多くの人が自然と共生できる豊かな社会づくりに携われる機会を作り、又、子ども達に自然の大切さを体感させる様々なイベントを通じて、環境の保全と地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1126号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人介護経営研究会

(2) 代表者の氏名

高原 正行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡粕屋町仲原2268番地105号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全国の高齢者および全国の介護サービス事業所や介護施設に対して、介護サービスの質の向上並びに高齢者施設や高齢者住居の改善、拡充を図る事業を行い、高齢化問題対策、高齢者介護福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1127号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久留米地球市民ボランティアの会

(2) 代表者の氏名

野嶋 さよえ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市宮ノ陣五丁目12番58号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地球市民の一員として、未来を担う子どもたちを含め広く市民に対して、地球規模の課題解決のために、国際協力及び環境保全等の地域活動を通して、社会に貢献することを目的とする。

**福岡県告示第1128号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月30日農林水産省告示第1908号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1129号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年3月31日農林水産省告示第421号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1130号**

筑後北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
成 清 恵	筑後市大字蔵数1054番地
辻 正 孝	〃 大字久富1667番地
城 戸 修	〃 大字熊野1021番地の8
近 藤 明 夫	〃 大字蔵数740番地の2
大 崎 清	〃 〃 1043番地
塚 本 利 則	〃 〃 957番地の1
田 中 亮 助	〃 大字熊野911番地の1
田 中 恵 一	〃 〃 1041番地の1
田 中 勝 正	〃 〃 1060番地の3

城 戸 勝	〃 〃	963番地の1
松 崎 正	〃 〃	1669番地の5
河 原 由 己	〃 〃	926番地の1

2 退任監事

氏 名	住 所
田 川 一 幸	筑後市大字西牟田1881番地の1
成 清 辰 樹	〃 大字蔵数1020番地の2

3 就任理事

氏 名	住 所
成 清 恵	筑後市大字蔵数1054番地
辻 正 孝	〃 大字久富1667番地
城 戸 修	〃 大字熊野1021番地8
近 藤 明 夫	〃 大字蔵数740番地2
大 崎 清	〃 〃 1043番地
塚 本 利 則	〃 〃 957番地1
田 中 亮 助	〃 大字熊野911番地1
田 中 恵 一	〃 〃 1041番地1
田 中 勝 正	〃 〃 1060番地3
城 戸 勝	〃 〃 963番地1
松 崎 正	〃 〃 1669番地5
河 原 由 己	〃 〃 926番地1
久 保 虎 太	〃 大字久富1721番地

4 就任監事

氏 名	住 所
成 清 辰 樹	筑後市大字蔵数1020番地2
田 川 一 幸	〃 大字西牟田1881番地1



**福岡県告示第1131号**

広川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
小 林 昭 洋	八女郡広川町大字長延49番地

2 就任理事

氏 名	住 所
辻 満 雄	八女郡広川町大字長延320番地

**公 告**

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

移動式港湾ジブクレーン（タイヤ走行ロープバランス引込み式） 一式

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- （ア） 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
  - イ 年間売上高
  - ウ 自己資本金
  - エ 流動比率
  - オ 経営年数
  - カ 障害者雇用状況
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び

に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年7月7日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資

格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

移動式港湾ジブクレーン（タイヤ走行ロープバランス引込み式） 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年9月定例県議会に係る契約の効力の発生の日から平成19年3月15日まで

(4) 納入場所

大牟田市新港町6-53

三池港公共岸壁

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約



の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、(3)の部局へ提出すること。

#### (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

#### (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

#### (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年7月19日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、「AA」の等級に格付けされている者

#### (2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に相当数納品できると認められる者

#### (3) 当該物品の納品後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

#### (4) 納入しようとする物品が調達内容に示した物品であることの証明書を、平成18年7月19日までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

#### (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県大牟田市土木事務所総務企画課

〒836-0034 大牟田市小浜町24-1

電話番号 0944-41-5112

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

#### (1) 期間

平成18年6月7日（水）から平成18年6月27日（火）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

#### (2) 場所

5の部局とする。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

#### (1) 提出場所

5の部局とする。

#### (2) 受領期限

平成18年7月19日（水）午後5時15分

#### (3) 提出方法

直接（ただし県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

### 10 開札の場所及び日時

#### (1) 場所

大牟田市小浜町24-1  
福岡県大牟田土木事務所 3階入札室

(2) 日時

平成18年7月20日(木) 午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to purchased : Mobile Harbor Gib Crane (Rubber-Tyred, Rope-Balanced Type) lset

- (2) Delivery period : March 15, 2007  
(3) Delivery place : Omuta Public Works Office Miike Port Affairs Office  
(4) Time limit for tender : 5:15 p.m., July 19 2006  
(5) Contact point for the Notice : Property Custodial Division General Affairs  
Department Fukuoka Prefectural Omuta Public Works Office, 24-1  
Kohamamachi Omuta city Fukuoka Prefecture, 836-0034, Japan  
Tel 0944-41-5112

監査委員
------

**監査公表第3号**

保健福祉部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等25か所について実施した定期監査結果の報告（平成18年2月13日17監一第709号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年6月7日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

18保福第451号  
平成18年5月10日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
同 進谷 庸助 殿  
同 伊藤 龍峰 殿  
同 富田 徳二 殿

福岡県知事 麻生 渡  
(保健福祉部保健福祉課)

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年2月13日17監一第709号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
朝倉保健福祉環境事務所	収入において、生活保護費返還金で返還額の計算を誤ったことにより、217,245円（2件）が徴収不足となっている。	徴収不足217,245円については、平成17年12月7日までに返還決定を行いました。今後、より一層のチェック体制の強化等再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。
田川保健福祉環境事務所	収入において、生活保護費返還金で185,289,272円が収入未済となっている。	滞納者に対し文書による催告を行うとともに、面談等により納付指導を行っているところ です。今後さらに、催告方法等を関係課と協議しながら、収入率の向上に努めてまいります。
筑紫保健福祉環境事務所	支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったことにより、55,138円（1件）が支給過となっている。	支給過不足については、それぞれ平成18年1月12日までに返還決定等所要の措置を講じております。
朝倉保健福祉環境事務所	支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったことにより、59,093円（3件）が支給過不足となっている。	今後、より一層のチェック体制の強化等再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。
鞍手保健福祉環境事務所	支出において、生活保護費で児童扶養手当の収入認定を誤ったこと等により、57,300円（2件）が支給過不足となっている。	今後、より一層のチェック体制の強化等再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。

糸島保健福祉環境事務所	人件費において、通勤手当で自動車利用者の認定距離を誤ったこと等により、317,814円（5件）が支給過不足となっている。	支給不足182,802円（2件）については、11月給与で追給処理を完了しております。支給過135,012円（3件）については、3月29日までに収納しております。今後、より一層のチェック体制の強化等再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めてまいります。
-------------	--	---

## 再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県公安委員会規則第16号

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年5月29日

福岡県公安委員会

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、別に定めがあるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4第4項に規定する放置違反金（以下「放置違反金」という。）に係る納付命令、督促、滞納処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(弁明の機会の付与)

**第2条** 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第51条の4第6項の弁明書の提出期限は、弁明通知書を発した日から起算して14日を経過した日とする。

3 法第51条の4第7項の規定による通知は、弁明通知公示送達書（様式第2号）により行うものとする。

(放置違反金の納付命令)

**第3条** 法第51条の4第4項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金納付命令書（様式第3号）により行うものとする。

2 納付命令に係る放置違反金の納付の期限（以下「納期限」という。）は、放置違反金納付命令書を発した日から起算して20日以内とする。

(仮納付金の返還通知)

**第4条** 法第51条の4第12項の規定による通知は、仮納付金返還通知書（様式第4号）

に、仮納付金返還請求書（様式第5号）を添えて行うものとする。

(納付命令の取消し等の通知)

**第5条** 法第51条の4第17項前段の通知は、放置違反金納付命令取消通知書（様式第6号）により行うものとする。ただし、同項後段に該当する場合は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（様式第7号）に、放置違反金還付請求書（様式第8号）を添えて通知するものとする。

(督促)

**第6条** 法第51条の4第13項の規定による督促は、納期限経過後20日以内に督促状（様式第9号）により行うものとする。

2 前項の督促状により指定する納付すべき期限（以下「指定期限」という。）は、督促状を発する日から起算して10日を経過した日とする。

(延滞金)

**第7条** 前条の規定により放置違反金の督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

(1) 前条の督促を受けた者が、当該指定期限までに放置違反金を納付したとき。

(2) 納付命令を受けた者が災害により納期限までに納付できなかったとき。

(3) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

(4) 前各号のほか、納付命令を受けた者が納期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の延滞金の額の全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

3 第1項の延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(滞納処分に関する事務の委任等)

**第8条** 放置違反金及び前条の延滞金（以下「放置違反金等」という。）の滞納処分に関する事務は、福岡県警察の職員（以下「職員」という。）のうちから福岡県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が指定した者に委任する。



2 前項に規定による指定を受けた職員が、滞納処分のため財産差押えを行う場合又は財産差押えに関する調査のため質問し、若しくは検査を行う場合には、徴収職員証（様式第10号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（滞納処分に関する書類の様式）

**第9条** 次の各号に掲げる放置違反金等の滞納処分に関する書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 搜索調書 様式第11号
- (2) 搜索調書（謄本） 様式第12号
- (3) 債権差押通知書 様式第13号
- (4) 差押調書 様式第14号
- (5) 差押調書（謄本） 様式第15号
- (6) 配当計算書 様式第16号
- (7) 配当計算書（謄本） 様式第17号
- (8) 滞納処分の停止通知書 様式第18号
- (9) 滞納処分の停止取消通知書 様式第19号
- (10) 差押解除通知書 様式第20号

（書類の公示送達）

**第10条** 法第51条の4第18項の公示送達は、公示送達書（様式第21号）を福岡県公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（補則）

**第11条** この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)

福岡县委発(駐対)第 年 月 日  
号

弁 明 通 知 書

(住所又は所在地)  
(氏名又は名称) 殿

福岡県公安委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることがあります。

記

この弁明通知書の番号	第 号
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令
根拠となる条項	道路交通法第51条の4第4項
納付命令の原因となる事実	
弁明書の提出先	福岡県公安委員会(福岡県警察本部交通部駐車対策課 担当)
弁明書の提出期限	年 月 日 必着
備考	年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

(A4)

(裏)

- 1 早期に手続を締結させたい方へ（仮納付制度）
  - (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
  - (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたとときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので（道路交通法第51条の4第10項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
  - (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認められた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。
- 2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所
  - (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。仮納付の期限経過後は、同封の納付書兼領収証（仮納付書）による納付はできません。
  - (2) 仮納付の場所は、納付書兼領収証（仮納付書）記載の金融機関です。
  - (3) 仮納付するときは、同封の納付書兼領収証（仮納付書）に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。納付書兼領収証（仮納付書）の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。  
なお、分納はできません。
  - (4) 公示による納付命令の場所  
福岡県公安委員会の掲示板（福岡市博多区東公園7番7号所在）
  - (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

車検拒否制度及び車両の使用制限命令に関するお知らせ

- 1 車検拒否制度  
放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 車両の使用制限命令  
同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

〒

福岡県警察本部交通部駐車対策課  
電話



様式第3号 (第3条関係)

福岡県公安委員会 第 年 月 日 号

## 放置違反金納付命令書

(住所又は所在地)  
(氏名又は名称) 殿

福岡県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納入通知(納付)書兼領収証により下記の納期限までに納付してください。

## 記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件(第号)
放置違反金の額	放置違反金 円
納期限	年 月 日まで
納付の場所	納入通知(納付)書兼領収証記載の金融機関
納付命令の理由	

- 注 1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。  
2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照会先

〒

福岡県警察本部交通部駐車対策課  
電話

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後に提起することは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(A4)

様式第4号 (第4条関係)

(表)

福岡公委発 (駐対) 第 号  
年 月 日

### 仮納付金返還通知書

(住所又は所在地)  
(氏名又は名称) 殿

福岡県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件(第 号)」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

#### 記

理 由	
金 額	円

(A4)



(裏)

## 仮納付金返還請求書記載要領

住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を○で囲んでください。

## 1 口座振込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】

下記の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局、外国銀行の一部及び漁業協同組合に振り込むことはできません。）
  - (2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号（請求者ご本人の口座に限ります。）
- なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、下記2の方法による支払をする場合がありますので、そのときは、2の方法によりお受け取りください。

## 2 金融機関での受取を希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】

## (1) 福岡県内居住の方

ア 下記の金融機関の中から、あなたが受取を希望する金融機関店舗を記載してください。

金 融 機 関
福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行及び福岡県信用農業協同組合連合会（福岡県の区域に所在する店舗に限ります。）

※ 金融機関の名称等については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

イ あなたの希望した金融機関を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている金融機関でお受け取りください。

※ 「送金通知書」は、配達記録郵便で送付されます。

## (2) 福岡県外居住の方

ア あなたが受取を希望する金融機関（郵便局、外国銀行の一部及び漁業協同組合を希望することはできません。）を記載してください。手続を済ませ次第「送金通知書」をお送りします。

※ 「送金通知書」は、普通郵便で送付されます。

イ 受取には、福岡銀行から送付される「小切手」を、あなたの希望した金融機関に持参してください。

照 会 先

〒

福岡県警察本部総務部会計課  
電話

様式第5号 (第4条関係)

# 仮納付金返還請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

金 額	円
-----	---

A	1	振込先金融機関店舗名 _____	銀行 _____	店 _____	記
	2	振込口座名 (カタカナ) _____			
		(普通・当座) 口座番号 _____			

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

B	希望金融機関 _____	銀行 _____	店 _____	<p>上記金額について、私の希望する金融機関で受取の取扱いをされたく請求します。</p> <p>(店舗名まで記入をお願いします。ただし、出張所、代理店等は受取できません。)</p>
---	--------------	----------	---------	--

※ 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等屋間に連絡がとれる番号を記載してください。

(A4)

様式第6号 (第5条関係)

福岡公委発 (駐対) 第 号  
年 月 日

放置違反金納付命令取消通知書

(住所又は所在地)  
(氏名又は名称) 殿

福岡県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 ( 第 号 ) については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第51条の4第17項の規定により通知します。

記

理 由	
-----	--

照 会 先
〒 福岡県警察本部交通部駐車対策課 電話

(A4)

様式第7号 (第5条関係)

(表)

福岡公委発 (駐対) 第 号  
年 月 日

放置違反金納付命令取消 (兼) 還付通知書

(住所又は所在地)  
(氏名又は名称) 殿

福岡県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 ( 第 号 ) については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

(A4)

(裏)

## 放置違反金還付請求書記載要領

住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を○で囲んでください。

## 1 口座振込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】

下記の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局、外国銀行の一部及び漁業協同組合に振り込むことではできません。）
- (2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号（請求者ご本人の口座に限ります。）
- なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、下記2の方法による支払をする場合がありますので、そのときは、2の方法によりお受け取りください。

## 2 金融機関での受取を希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】

- (1) 福岡県内居住の方

ア 下記の金融機関の中から、あなたが受取を希望する金融機関店舗を記載してください。

金 融 機 関
福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行及び福岡県信用農業協同組合連合会（福岡県の区域に所在する店舗に限ります。）

※ 金融機関の名称等については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

イ あなたの希望した金融機関を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている金融機関でお受け取りください。

※ 「送金通知書」は、配達記録郵便で送付されます。

- (2) 福岡県外居住の方

ア あなたが受取を希望する金融機関（郵便局、外国銀行の一部及び漁業協同組合を希望することはできません。）を記載してください。手続を済ませ次第「送金通知書」をお送りします。

※ 「送金通知書」は、普通郵便で送付されます。

イ 受取には、福岡銀行から送付される「小切手」を、あなたの希望した金融機関に持参してください。

照 会 先
〒 福岡県警察本部総務部会計課 電話

様式第8号 (第5条関係)

# 放置違反金還付請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

金 額	円
-----	---

	<p>上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>A 1 振込先金融機関店舗名 _____ 銀行 _____ 店</p> <p>2 振込口座名 (カタカナ) _____</p> <p>(普通・当座) 口座番号 _____</p>
--	--

	<p>上記金額について、私の希望する金融機関で受取の取扱いをされたく請求します。</p> <p>B 希望金融機関 _____ 銀行 _____ 店</p> <p>(店舗名まで記入をお願いします。ただし、出張所、代理店等は受取できません。)</p>
--	---

※ 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

(A4)



様式第9号(第6条関係)

福岡公委発(駐対)第 年 月 日 号

(住所又は所在地)  
(氏名又は名称) 殿

福岡県公安委員会



## 督 促 状

あなたに対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納期限( 年 月 日)を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定期限までに、同封の納付書兼領収証(督促用)又は先に送付しました納入通知(納付)書兼領収証により至急納付してください。

指定期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

## 記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
	第 号	円	円

指定期限	年 月 日まで
納付場所	納付書兼領収証(督促用)又は納入通知(納付)書兼領収証の裏面に記載

- 注 1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 放置違反金を納付した場合には、納付書兼領収証(督促用)又は納入通知(納付)書兼領収証に添付されている領収証書が当該放置違反金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。
- 3 延滞金について
- (1) 放置違反金を督促状の指定期限後に納付される場合は、納入通知(納付)書兼領収証の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、放置違反金の額に年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を併せて納付してください。ただし、延滞金の全額が100円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。
- (2) 放置違反金を納付される場合は、同封の納付書兼領収証(督促用)又は先に送付しました納入通知(納付)書兼領収証と同時に本状を持参してください。

〒	照 会 先
	福岡県警察本部交通部駐車対策課 電話

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となりま

す。この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においてはその異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(A4)

様式第10号 (第8条関係)

(表)

第	号								
<b>徴収職員証</b>									
所	属								
階	級	等							
氏	名								
年	月	日	生						
				年	月	日	交	付	
									福岡県公安委員会 印
写真									

← 2. 4 →

↑ 3. 0 ↓

← 5. 4 0 →

8. 5 6

(裏)

この証票は、道路交通法（昭和35年法律第105号）  
 第51条の4第14項の規定による放置違反等の滞納  
 処分に関し、質問、検査若しくは捜査又は差押えを行う  
 徴収職員であることを証明するものである。

備考 長さの単位は、センチメートルとする。

様式第11号 (第9条関係)

# 捜索調書

第 号  
年 月 日

(所属)

徴収職員

印

滞納処分のため、下記のとおり捜索しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）

第146条第1項の規定により、この調書を作ります。

## 記

滞納者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
年度	納期限	放置違反金	※延滞金	計
滞	・	円	円	円
納	・	円	円	円
金	・	円	円	円
額	本調書作成の日までに徴収すべき金額			円

捜索した場所  
又は物

捜索日時 年 月 日 午 時 分から  
年 月 日 午 時 分まで

備考

上記の捜索に立ち会い捜索調書謄本を受領しました。

年 月 日 ( ) 氏名 印

捜索調書謄本（捜索を受けた者あて）を受領しました。

年 月 日 ( ) 氏名 印

注 ※印欄の延滞金については、この調書の作成の日までのものです。

(A4)

様式第12号 (第9条関係)

## 捜索調書 (謄本)

第 号  
年 月 日

(滞納者等)

殿

(所属)

徴収職員

㊦

滞納処分のため、下記のとおり捜索しましたので、国税徴収法 (昭和34年法律第147号)

第146条第1項の規定により、この調書を作ります。

### 記

滞納者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
年度	納期限	放置違反金	※延滞金	計
滞	・	円	円	円
納	・	円	円	円
金	・	円	円	円
額	本調書作成の日までに徴収すべき金額			円
検索した場所 又は物				
検索日時	年 月 日	午 時 分から	午 時 分まで	
備考				
連絡先	(所属・係) 電話			

注 ※印欄の延滞金については、この調書の作成の日までのものです。

(A4)

様式第13号 (第9条関係)

## 債権差押通知書

第 号  
年 月 日

(債務者)

殿

(所属)

徴収職員

印

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押さえますので、履行期限までに当福岡県公安委員会あて支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払ってもその支払は無効です。

## 記

滞納者 (債権者)	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
滞納金額	年 度	納 期 限	※ 延滞金	計
		・	円	円
		・	円	円
		・	円	円
	本通知書作成の日までに徴収すべき金額			円
差 押 債 権	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
履 行 期 限				
連 絡 先	(所属・係)	電 話		

注 ※印欄の延滞金については、この通知書の作成の日までのものです。

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができず。
- この処分の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません。異議申立てに対する決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができず。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかにかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができず。
  - 異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(A4)

様式第14号 (第9条関係)

# 差押調書

第 年 月 日 号

(所属)

徴収職員

印

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定によりこの調書を作ります。

## 記

滞納者 (債権者)	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
滞納金額	年度	納期限	放置違反金	※延滞金	計
		・	円	円	円
		・	円	円	円
	・	円	円	円	円
本調書作成の日までに徴収すべき金額					円

差押債権	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

履行期限

差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。

年 月 日 ( ) 氏名 印

債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。

年 月 日 ( ) 氏名 印

注 ※印欄の延滞金については、この調書の作成の日までのものです。



様式第15号 (第9条関係)

## 差押調書 (謄本)

第 年 月 日 号

この差押債権の取立て、その他の処分を禁止します。

(滞納者)

殿

(所属)

徴収職員

㊟

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定によりこの調書を作ります。

## 記

滞納者 (債権者)	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
滞納金額	年度	納期限	放置違反金	※延滞金	計
		・	円	円	円
		・	円	円	円
		・	円	円	円
本調書作成の日までに徴収すべき金額					円
差押債権	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
履行期限					
連絡先		(所属・係)		電話	

注 ※印欄の延滞金については、この調書の作成の日までのものです。

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができず、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができず、次の(1)から(3)までのいずれかかきに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができず、
- (1) 異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(A4)



様式第16号 (第9条関係)

# 配当計算書

福岡公委発 ( ) 第 号  
 年 月 日

福岡県公安委員会 印

下記の受入欄に記載の金額については、下記の交付期日及び場所において、支払欄又は残余金額に記載のとおり配当し、又は交付することとなりましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定により、この計算書を作ります。

## 記

滞納者	住所又は所在地			金額	円
	氏名又は名称				
	換価財産等の名称、数量、性質及び所在			金額	円
受入					
支払	債権者の住所又は所在地及び氏名又は名称	確認債権額	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
残余金 (		～交付)		円	
換価代金等の交付		期日	年月日	午後	時分
		場所	福岡県公安委員会		
備考					

様式第17号 (第9条関係)

# 配当計算書 ( 謄本 )

福岡公委発 ( ) 第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称 (滞納者等) 殿  
福岡県公安委員会 印

下記の受入欄に記載の金額については、下記の交付期日及び場所において、支払欄又は残余金額に記載のとおり配当し、又は交付することとなりましたので、国税徴収法 (昭和34年法律第147号) 第131条の規定により、この計算書を作ります。

## 記

滞納者	住所又は所在地			金額	円
	氏名又は名称				
受入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在			金額	円
支払	債権者の住所又は所在地及び氏名又は名称	確認債権額	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
残余金 (	へ交付)			円	
換価代金等の交付	期日	年月日	午後	時	分
	場所	福岡県公安委員会			
連絡先	(所属・係)	徴収職員			
	電話				

注 交付期日には、この謄本及び印鑑を持参してください。

(教示)

- この処分に関する異議申立ては、異議申立て後、この処分があることを知った日の翌日から起算して60日以内
- 福岡県公安委員会の取決に不服があるとして、異議申立て後、この処分があることを知った日の翌日から起算して60日以内
- この処分に関する異議申立ては、異議申立て後、この処分があることを知った日の翌日から起算して60日以内

(A4)

様式第18号 (第9条関係)

## 滞納処分の停止通知書

福岡公委発 ( ) 第 号

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称 (滞納者等) 殿

福岡県公安委員会 印

あなたに係る下記滞納金額について、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第15条の7の規定を適用して一時滞納処分の執行を停止します。

なお、地方税法第15条の8に該当するときは、この処分を取り消します。

### 記

滞納金額	年 度	納 期 限	放 置 違 反 金	※ 延 滞 金	計	備 考 (違反番号)
		・	円	円	円	
		・	円	円	円	
		・	円	円	円	
本通知書作成の日までに徴収すべき金額						円

停止事由 地方税法第15条の7第1項第 号該当

備考

連絡先	徴収職員
(所属・係)	電話

注 ※印欄の延滞金については、この通知書作成の日までのものです。

(A4)

様式第19号（第9条関係）

## 滞納処分の停止取消通知書

福岡公委発（ ）第 号

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称（滞納者等） 殿

福岡県公安委員会 印

あなたに係る下記滞納金額については、 年 月 日付け、福岡公委発（ ）  
第 号で滞納処分の執行を停止してまいりましたが、本日その停止処分を取り消しました  
ので、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の8第2項の規定により通知します。

## 記

年度	納期限	放置違反金	※延滞金	計	備考（違反番号）
	・ ・	円	円	円	
	・ ・	円	円	円	
	・ ・	円	円	円	
本通知書作成の日までに徴収すべき金額				円	

取消事由

(所属・係)

徴収職員

電話

注 ※印欄の延滞金については、この通知書作成の日までのものです。

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません。異議申立てに対する決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかにかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(A4)

様式第20号（第9条関係）

## 差押解除通知書

福岡公委発（ ）第 号

年 月 日

(滞納者又は第三債務者)

殿

福岡県公安委員会



年 月 日、下記の財産の差押えを解除しましたから通知します。

## 記

滞納者	住所又は所在地	名称、数量、性質、所在等	差押年月日
	氏名又は名称		年 月 日
差押解除財産			
備考			
連絡先	(所属・係)	徴収職員	電話

(A4)





正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・5・31	2539	公 告		47		○	4		平成18年9月定例県議会に係る契約の効力の発生 に日から	●●●●●●●● 契約締結日の翌日から